

木育用品企画・製造業務委託候補者募集要項

本市では市内の幼稚園・保育所等へ木材を使用した玩具(積み木のようなもの)や紙芝居等の木育用品を配付することで、幼児たちが「遊び」を通じて木への親しみや森林の大切さの理解を深めることに加え、玩具については兵庫県産木材を使用することで、森林のもつ公益的機能(水源の涵養、生物多様性の保全、空気の浄化、CO₂の吸収、土砂災害の防止など)の維持にも資することを目的に、幼児木育事業を行う予定としている。

事業を実施するにあたっては、幼児でも取り扱いが可能で安全性が高い木育用品が求められるほか、啓発効果を高めるために各木育用品が一体的に活用されることも想定する必要があるなど、木育用品の企画・製造については専門的な知識・技術が必要となるため、業務の一部を委託することとし、本要項はそれらの業務を遂行するための能力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

木育用品企画・製造業務

(2) 業務内容

詳細については木育用品企画・製造業務委託仕様書のとおりとする。ただし、契約時において受託者の提案内容を踏まえ仕様書の内容は一部変更することがある。

ア 木製玩具の設計・製造(幼児(5歳児)向け)

イ 木製玩具の遊ばせ方の手引きの作成(指導者向け)

ウ 紙芝居の作成(幼児向け)

エ 啓発用リーフレットの作成(幼児保護者向け)

オ その他

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 本業務に係る費用の上限

41,721,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

なお、内訳は令和5年度:13,907,000円、令和6年度:13,907,000円、令和7年度:13,907,000円とする。

※ 本事業は尼崎市議会の予算成立が前提となるため、予算が減額された場合は、委託候補者の同意が得られた場合に限り、事業内容に必要な変更を加えたうえで契約を締結し、事業を実施する。

※ 事業目的の実現が不可能な程度の減額又は予算が不成立となった場合は、契約を締結しない。

3 支払条件

各年度の業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払いとする。

4 参加資格

委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、過去 5 年間(平成 29 年～令和 3 年度)の幼児向け木製玩具(積み木)の製造・販売実績があること。(製造については自社で企画したものであれば他事業者に委託し、製造した場合も認める。)
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本市との協議に柔軟に対応できること。
- (3) 納税義務を履行していること。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当・所属している場合または、次の事項に該当・所属する者がその経営に実質的に関与している場合
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - (カ) 破産者で復権を得ない者
 - (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 実施スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年2月1日(水) |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和5年2月15日(水) 午後5時まで |
| (3) 質問への回答期限 | 令和5年2月22日(水) 午後5時まで |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和5年3月1日(水) 午後5時まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和5年3月15日(水) 午後5時まで |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和5年3月22日(水) |
| (7) 審査結果の決定 | 令和5年3月下旬 |

6 応募の手続き

(1) 質問票の提出

本業務に関する質問がある場合は次のとおり質問票を提出すること。

ア 提出物

質問票(様式1)

イ 提出方法

提出物については電子メールにより提出すること。なお、質問票(様式1)によらない質問は受け付けない。

件名	【質問票:会社名】
電子メールアドレス	ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 提出期限

令和5年2月15日(水) 午後5時まで

エ 質問への回答

質問者に関する情報は伏せた状態で、質問内容とその回答内容を尼崎市ホームページで公表する。

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出物

参加表明書(様式2)

イ 提出方法

提出物について郵送、または持参により提出すること。

(ア) 郵送の場合

郵送先	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 経済環境局 環境創造課 環境政策担当
-----	---

(イ) 持参の場合

提出先	尼崎市役所本庁舎中館9階 環境創造課
-----	--------------------

ウ 提出期限

令和 5 年 3 月 1 日(水) 午後 5 時まで

(3)企画提案書等の提出

評価対象となる企画提案書などの書類を次のとおり提出すること。

ア 提出物

(ア) 幼児向け木製玩具(積み木)の製造・販売実績(様式 3)

- ・ 過去 5 年間(平成 29 年～令和 3 年度)の幼児向け木製玩具(積み木)の製造・販売実績について、代表的なものを 5 件以内で示すこと。
- ・ 様式は必要に応じ、複製して利用することとし、この場合はホッチキス留めを行うこと。

(イ) 紙芝居や絵本の作成実績(様式 4)

- ・ これまでに紙芝居や絵本の作成実績がある場合は、代表的なものを 5 件以内で示すこと。
- ・ 様式は必要に応じ、複製して利用することとし、この場合はホッチキス留めを行うこと。

(ウ) 木製玩具の提案図面(様式任意)

- ・ 片面 10 ページ程度とし、ホッチキス留めを行うこと。
- ・ 1 ピースあたりの寸法を記載すること。形の異なる複数ピースを提案する場合は各ピースの寸法を記載すること。
- ・ 1セット分のピースを収納する箱の寸法を記載すること。
- ・ 納品時に梱包された状態の寸法を記載すること。

(エ) 企画提案書(様式任意)

様式・体裁	<ul style="list-style-type: none">・ A4 サイズ縦、横書き。両面印刷、表紙を含め 30 ページ(15 枚)以内とし、ホッチキス留めを行うこと。・ 表紙には「幼児木育用品企画・製造企画提案書」と記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none">・ 企画提案書の内容については評価基準(別紙)に基づきプレゼンテーション時の説明も踏まえたうえで評価を行うため、「評価項目」の欄に記載のある内容については「評価の視点」の欄の内容を踏まえ、必ず企画提案書で触れること。・ なお、評価基準(別紙)の「2 企画提案の内容」に示す評価項目のうち(1)～(12)については見出しを設けて企画提案を行うこと。・ 評価基準(別紙)において、別途書類を添付するよう求めている場合は企画提案書の巻末に別添とわかる形で添付すること。なお、別添に係るページ数は問わない。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、企画提案書と併せて提出することができることとし(当日の持参も認める)、提出のあった資料については、あらかじめ市側で動作確認を行うこととする。

	・なお、プレゼンテーション資料については、Microsoft 社製の Microsoft Windows OS のパソコンで Microsoft 社製 PowerPoint2016、Adobe 社製 Acrobat Reader で動作するものに限る。
--	--

(オ) 木製玩具のサンプル

- ・ 積み木の加工技術(表面・角の処理など)を確認することのできるサンプル(自社の既製品のうち、本業務で提案する木製玩具を評価するために参考となるもの)。
- ・ 5ピース用意すること。
- ・ サンプルは後述のプレゼンテーション終了後に返却する。

(カ) 見積書(様式任意)

- ・ 年度ごとに内訳がわかる内容として記載し、税込み価格と税抜き価格を並記すること。
- ・ 事業全体・年度ごとの見積額が提案上限額を超えていないことを確認すること。

(キ) 会社の概要がわかるパンフレットなど(様式任意)

- ・ 参考資料として提出を求めるもので評価対象とはならない。

(ク) 商業登記簿謄本

- ・ 「履行事項全部証明書」を提出すること。(写しでも可)
- ・ 提出日現在発行後 3 か月以内のもの。

(ケ) 納税証明書(写しでも可)

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市区町村民税の納税証明書を提出すること。
- ・ 提出日現在発行後 3 か月以内のもの。

イ 提出部数

- ・ (ア)～(エ)、(カ)～(ケ)について、8 部を提出すること。
- ・ (オ)について 5 ピースを提出すること。

ウ 提出方法

- ・ 提出物について郵送、又は持参により提出すること。

(ア) 郵送の場合

郵送先	〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 尼崎市 経済環境局 環境創造課 環境政策担当
-----	---

(イ) 持参の場合

提出先	尼崎市役所本庁舎中館 9 階 環境創造課
-----	----------------------

エ 提出期限

令和 5 年 3 月 15 日(水) 午後 5 時まで

オ 6 社以上の参加があった場合

- ・ 6 社以上の参加があった場合には、第 1 次評価として評価基準(別紙)などにに基づき提出物をあらかじめ評価し、プレゼンテーション参加事業者とする 5 社を選定する。
- ・ この場合の選定結果については参加表明書の担当者欄にある連絡先に電子メールで

通知する。

(4) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては次のとおり行う。

ア プレゼンテーションの概要

日時・場所	令和 5 年 3 月 22 日(水) ※時間・場所については別途通知する。
内容	<ul style="list-style-type: none">・新たな資料の提出は不可とし、企画提案書に基づき説明を行う。・説明時間は 30 分間とし、説明時間が 30 分に達した場合には、説明途中であったとしても説明をやめること。・選定委員会の疑問に答えるために質問時間を 10 分間設ける。なお、疑問への回答についてはプレゼンテーションの場における受け答えのみとし、後日の回答や回答の訂正は認めない。・説明は紙面、プロジェクターによる投影のいずれかの方法を基本とする。・評価基準(別紙)に基づき評価されることを意識し、満遍なく説明を行うことを心がけること。
出席者	・3 名以内とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、事前に市側に連絡すること(パソコン、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する)・なお、プレゼンテーション資料は、Microsoft 社製の Microsoft Windows OS のパソコンで Microsoft 社製 PowerPoint2016、Adobe 社製 Acrobat Reader で動作するものを持参すること。・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインでのプレゼンテーションを行う場合がある。なお、その場合にはオンライン会議システム (Zoom)を用いて行う。

イ 審査

- ・木育用品企画・製造業務委託候補者選定会議において、評価基準(別紙)に基づいて審査を行い得点が最も多い参加者を委託候補者として選定し、2 番目に得点が多い参加者を次点委託候補者として選定する。
- ・総得点数が最も多い参加者が 2 社以上ある場合は、評価基準(別紙)の「2 企画提案の内容」の得点が多い者、「1 実績」の得点が多い者の順に委託候補者を選定する。それでもなお同点の場合はくじにより委託候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知公表

委託候補者の選定結果については、速やかに電子メールにて通知する。なお、委託候補者名と得点については尼崎市ホームページで公表する。

7 契約

委託候補者は尼崎市と仕様などについて協議したうえで、契約を締結する。

8 辞退

参加表明書の提出後にプロポーザル手続きから辞退する場合には、辞退届(様式 5)を提出すること。

9 その他

- (1) 評価の経緯や結果に関する意義、質問には一切応じない。
- (2) 郵便や電子メールなどに関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (3) 次の要件に該当する場合は参加者を失格とする。
 - ア 書類の提出方法や提出先、提出期限が本要項の定めに適合しない場合
 - イ プレゼンテーションに遅参、または欠席があった場合
 - ウ 提出物に虚偽・重大な誤りがある場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ その他本要項を遵守しない場合
- (4) 本プロポーザルに関する費用については、すべて事業者の負担とする。
- (5) 提出物は返却しない。
- (6) 提出物は評価を行うにあたって必要な範囲において複写することがある。

10 連絡先

住所 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

担当部署 尼崎市経済環境局環境創造課環境政策担当

担当 谷村・山本

電話番号 06-6489-6301

電子メールアドレス ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

以上